

## 訪問看護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

○事業者の名称 公益財団法人 北海道医療団      ○代表者名 理事長 三浦 雅人  
○所在地 帯広市西4条南15丁目17番地      ○電話番号 0155-25-3121

### 2. ご利用の事業所

○事業所の名称 公益財団法人 北海道医療団 訪問看護ステーション たなごころ（以下当事業所）  
○所在地 帯広市西5条南16丁目2番3  
○管理者名 所長 大溝 敬子  
○0155-20-7556      ○Fax 番号 0155-99-7550  
○指定事業所番号 0164690190

### 3. 事業の目的と運営の方針

#### （目的）

当事業所は、要介護状態又は要支援状態にあるご利用者に対し、そのご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう適正な訪問看護サービスを提供させていただきます。

#### （方針）

当事業所は、ご利用者の意志及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき心身の状況・生活環境など生活の質の確保を重視して、健康管理、全体的な日常生活動作の維持回復を図ると共に、快適な居宅療養が継続できるよう支援させていただきます。

### 4. 職員の職種、人数及び体制

| 従業者の職種        | 員数       |  |
|---------------|----------|--|
| 保健師、看護師又は准看護師 | 常勤換算3名以上 |  |
| 理学療法士又は作業療法士  | 1名以上     |  |

### 5. 営業日

|      |                                                |
|------|------------------------------------------------|
| 営業日  | 月曜から金曜（平日）<br>ただし国民の祝日、8月15日及び12月30日から1月3日迄を除く |
| 営業時間 | 平日：午前8時30分～午後5時<br>ただし緊急を要する場合はこの限りではない        |

### 6. 事業の実施地域

通常のサービス提供実施地域は、  
帯広市（川西町、大正町まで）、幕別町（忠類を除く）、音更町、芽室町の地域

とさせていただきます。

## 7. 苦情等処理について

当事業所が行う苦情処理の概要は次のとおりです。

相談窓口の設置

- ・苦情等进行处理するための窓口を次のように設置しています。

窓口担当者 公益財団法人 北海道医療団 訪問看護ステーション たなごころ

所長 大溝 敬子

営業日に同じ

ご利用時間 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時

電話番号 0155-20-7556

当事業所以外に、各市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口  
に苦情を申し立てることが出来ます。

### \* 帯広市

ご利用窓口 帯広市保健福祉部介護保険課

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

電話番号 0155-24-4111

### \* 幕別町

ご利用窓口 幕別町地域包括支援センター

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

電話番号 0155-54-3811

### \* 音更町

ご利用窓口 音更町地域包括支援センター

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

電話番号 0155-32-4567

### \* 芽室町

ご利用窓口 芽室町役場 保健福祉課

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

電話番号 0155-62-9724

### \* 北海道国民健康保険団体連合会

ご利用窓口 総務部介護保険課企画苦情係

ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

電話番号 011-231-5175

## 8. 事故発生等緊急時の対応について

利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。また、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所へ連絡を行います。

尚、当事業所の責めに帰すべき理由により利用者及び家族に損害を与えた場合は、速やかに損害を賠償します。

### \*利用者の主治医

氏 名

医療機関の名称

所 在 地

電話番号

### \*緊急連絡先

氏 名 ( )

住 所 ( )

電話番号 ( )

昼間の連絡先 ( )

夜間の連絡先 ( )

## 9. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者：所長 大溝 敬子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、□甲1、□甲2に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

(乙) 居宅サービス事業者

事業所所在地 帯広市西5条南16丁目2番3

名 称 公益財団法人 北海道医療団

訪問看護ステーションたなごころ

説明者氏名

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

(甲1) 利用者 住所

氏名

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名